

松江市告示第 131 号

地域とすすめる「松江てらこや」事業費補助金交付要綱（平成 29 年松江市告示第 320 号）の一部を次のように改正する。

令和 5 年 3 月 31 日

松江市長 上 定 昭 仁

次の表により、改正前欄に掲げる規定の下線を付した部分は、これに対応する改正後欄に掲げる規定の下線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げる規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前								
<p>(補助金の名称等)</p> <p>第 3 条 略</p> <table border="1" data-bbox="204 1010 778 1122"><tr><td colspan="2" data-bbox="204 1010 778 1070">略</td></tr><tr><td data-bbox="204 1070 316 1122">終期</td><td data-bbox="316 1070 778 1122">令和 6 年 3 月 31 日</td></tr></table> <p>(概算払)</p> <p>第 4 条 <u>規則第 14 条第 1 項ただし書の規定により、この補助金は、補助事業の完了前に補助金の全部又は一部を交付するものとする。</u></p> <p>第 5 条 略</p>	略		終期	令和 6 年 3 月 31 日	<p>(補助の対象等)</p> <p>第 3 条 略</p> <table border="1" data-bbox="810 1010 1385 1122"><tr><td colspan="2" data-bbox="810 1010 1385 1070">略</td></tr><tr><td data-bbox="810 1070 922 1122">終期</td><td data-bbox="922 1070 1385 1122">令和 5 年 3 月 31 日</td></tr></table> <p>第 4 条 略</p>	略		終期	令和 5 年 3 月 31 日
略									
終期	令和 6 年 3 月 31 日								
略									
終期	令和 5 年 3 月 31 日								

附 則

この告示は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。